

## 旭川市議会基本条例（案）の運用に係る基本方針

本委員会は、旭川市議会基本条例（案）に基づく議会の運営に関し必要な事項について、次のとおり合意した。

### 1 市民参加の確保

条例第3条第2号に規定する市民意思の把握のため、議会は、必要に応じて請願者及び陳情者から要旨の説明を受ける機会の確保（「請願・陳情の取扱い」昭和51年5月4日議運委決定）に一層留意する。

### 2 議員間討議

条例第4条に規定する議員間討議の方法等については、議会運営委員会の協議に委ねることとする。

### 3 議決事件の指定

条例第6条に規定する議決事件の指定に関し、基本構想に基づく基本計画その他の取扱いについては、引き続き検討するものとする。

### 4 会派

（1）条例第8条第1項に規定する会派は、複数の議員をもって構成するものとする。

（2）政務調査費の交付対象の「会派（所属議員が1人の会派を含む。）」を「会派又は議員」に変更する。このため、旭川市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年旭川市条例第2号）を全面的に改正するものとする。

### 5 広聴広報委員会の設置

条例第11条に規定する広聴広報委員会の運用については、旭川市議会委員会条例（昭和38年旭川市条例第20号）に定める運用の例によることとし、その所管事項は次のとおりとする。

（1）議会報告会の開催に関する事項

（2）市民からの意見等の課題整理に関する事項

（3）市議会だよりの発行、議会ホームページの公開その他広報全般に関する事項

## 6 市民との意見交換

条例第 12 条に規定する意見交換の場の設定については、次のとおり実施することとする。

- (1) 開催回数は、年 1 回とする。
- (2) 開催の都度テーマを設ける。
- (3) 開催時期、班編成、開催箇所数については、広聴広報に関する委員会で協議の上、定めることとする。

## 7 一問一答方式の採用

条例第 13 条に規定する議会における審議及び審査の原則に関し、市民に分かりやすい質疑応答にするため、一問一答方式を採り入れることとし、その実施方法については、次のとおりとする。

- (1) 本会議において、質疑及び質問は一問一答方式でできることとする。
- (2) 具体的な運用については、条例の施行後検討することとする。

## 8 市長等に対する資料要求

条例第 13 条第 2 項の説明の補助として提出を受ける資料については、別途協議する。

## 9 常任委員会の活性化

条例第 14 条に規定する政策提案等を積極的に行うため、常任委員会の運用について、一層の活性化を検討する。

## 10 研修委員会

条例第 15 条に規定する議員の研鑽<sup>けんさん</sup>を図るため、研修委員会の設置を検討することとする。

## 11 議会事務局

条例第 17 条に規定する議会事務局の機能充実のため、インターンシップ制度の活用並びに政策及び法務に携わる議会事務局独自採用の職員の活用について、研究する。

## 12 議会運営の評価及び検証

- (1) 条例第 19 条に規定する議会運営の評価及び検証をする際には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条の 2（学識経験者等による専門的事項に係る調査）の規定による調査等の手法を活用するものとする。
- (2) 評価及び検証の実施については、次のとおりとする。
  - ア 議会が自己評価し、さらに外部評価を受ける。
  - イ 評価の事務の取りまとめは、議会運営委員会が行う。